

御総財 第85号
令和2年3月16日

町発注工事等受注業者 様

御嵩町総務防災課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置の延長等」について

令和2年3月4日付で御総財第74号「建設現場等における新型コロナウイルス感染症
拡大防止対策について」を送付させていただきましたが、国土交通省より一時中止措置の
延長等について通達がありましたので、「建設現場等における新型コロナウイルス感染症
対応マニュアル」の内容について下記のとおり変更いたします。

■工事等への影響の検討

【受発注者】感染拡大防止の対応や感染者が判明した場合の対応、資材の入手困難等に伴う
一時中止や工期延期等を協議し、必要に応じ、一時中止や工期延期を行い、必
要となる請負代金額を変更
※感染者が判明する前における感染拡大防止のための一時中止の期間は、当
面令和2年3月19日までとする。

なお、工事及び業務における新型コロナウイルス感染症関連の状況等につきましては、今
後、御嵩町ホームページ（入札契約に関するお知らせ欄）に掲載していきますので、随時ご
確認いただきますようお願いいたします。

※この通知は、町発注の建設工事及び建設コンサルタント業務で、当該工事等の契約期間の
最終日が本日現在で到来していない工事等の受注業者の皆さまにお送りしています。
※ご不明な点がある場合は、工事等の監督員・調査職員にお問い合わせください。

御嵩町役場 総務防災課 財政係
係長 佐藤 担当 三野
電話 0574-67-2111 内線 2212